

社援基発0417第1号  
平成27年4月17日

各 都道府県・市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について

人口構造の高齢化、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する一方、措置から契約への移行、多様な事業主体の参入など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しています。

そもそも社会福祉法人は、民間の社会事業を運営する者を前身とし、公益性の高い社会福祉事業を担う法人として旧民法 34 条の公益法人の特別法人として制度化されたものですが、上記のような社会環境等の変化に伴い、その位置づけは変化し、社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにあります。

こうした社会福祉法人本来の役割を果たすことを求める観点から、平成 26 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施を義務付けることとしています。また、社会保障審議会福祉部会における検討を経て、平成 27 年 4 月 3 日に閣議決定された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）においては、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」（改正後の社会福祉法第 24 条第 2 項）と規定し、「地域における公益的な取組」を実施する責務を位置付けています。

また、上記の「規制改革実施計画」においては、「一定の事業規模を超える法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する」こととされています。「地域における公益的な取組」については、今回の改正法案において責務規定を

整備するものですが、このような取組を行うことは、法整備を待つことなく、社会福祉法人がその本旨に基づき果たすべき社会的使命です。既に多くの社会福祉法人においては、地域の福祉ニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即して、自主的に実施されていると承知していますが、未実施の法人も含め更なる積極的な取組が求められます。

つきましては、「規制改革実施計画」の内容及び改正法案の趣旨を踏まえ、貴職においては、「地域における公益的な取組」の積極的な実施について、所管する社会福祉法人に対し促していただくようお願いいたします。

併せて、貴職が所管する社会福祉法人において取り組まれた内容については、毎事業年度終了後に所轄庁へ届け出ることとなっている現況報告書の「地域の福祉ニーズへの対応状況」に記載するよう再度周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものです。

## 【参考1】社会保障審議会福祉部会報告書 抄

### 5. 地域における公益的な取組の責務

(福祉ニーズの多様化・複雑化と社会福祉法人の役割)

- ・ 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない者に対する支援の必要性が高まっている。

こうした福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により対応していくことが必要であるが、その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

(社会福祉法人の本旨と地域における公益的な取組)

- ・ 社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人と解されている。地域福祉におけるイノベーションの推進は、社会福祉法人の社会的使命である。

社会福祉法人には、営利企業等では実施することが難しく、市場で 安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

(地域における公益的な取組を実施する責務)

- ・ 規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から、生計困難者に対する無料・低額な料金の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

これらを踏まえ、社会福祉法において、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付けることが必要である。

【参考2】規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定） 抄

II 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(2) 個別措置事項

② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットingの確立

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
20	社会貢献活動の義務化	一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。	平成26年度措置	厚生労働省

【参考3】社会福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照表 抄

改正案	現行
<p>(経営の原則等)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p><u>2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(経営の原則)</p> <p>第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。</p>